

令和8年
3月15日発行
第60号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田反町町879
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

「令和8年度 太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました

農業委員会は、令和7年8月26日に新年度の農政関係予算の編成に当たり、長島佳男会長を代表として穂積昌信市長に直接意見書を手渡し、内容の説明と農業者が希望を有する施策を講じるよう要望いたしました。
令和7年10月2日に市から意見に対する回答がありました。



「令和8年度 太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の回答

1 担い手の育成・確保などについて

①回答 農業政策課

農地の貸借手続きが変更となることから、広報おた、太田市ホームページおよび窓口での周知を行ってきました。今後も引き続き制度の理解が得られるように、農地中間管理機構と連携して周知してまいります。

②回答 農業政策課

農業の担い手の育成と確保は非常に重要なことであり、新規就農に係る国の支援メニューを活用する他、県やJAなどと連携して就農相談を行うことで、若者などの就農に関する支援を引き続き実施してまいります。

③回答 農業政策課

知識および技術習得に係る研修先として、農林大学校のほか市内で農業研修受け入れ可能農家を紹介しております。また、研修段階では国の就農準備資金を活用できる場合もあり、県やJAなどと連携して引き続き支援してまいります。

④回答 農業政策課

早期退職や定年退職後の50代・60代の世代の人たちが就農する際の支援については国にも投げかけているところです。本市としても関係機関と連携し、相談などに応じながら就農に向けた支援をしてまいります。

⑤回答 農業政策課

農業と地域の活性化において重要な役割を果たしている女性農業者が

活躍できる環境整備や家族協定の締結を進め、また女性農業者を増やすことについて県やJAなどの関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

⑥回答 農業政策課

少子高齢化による労働力不足を補うため、農業における外国人の受け入れについては特定技能制度があり、相談窓口として農林水産省などを案内するなどの情報提供に努めてまいります。

⑦回答 農業政策課

関係機関と連携しながら農業関係者の会議、イベントなどの催事や広報紙などにおいて熱中症対策の重要性の発信に努め、農業従事者の皆さんの安全確保に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

2 物価高騰対策について

①回答 農業政策課

農業資材などの価格高騰対策につきましては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した支援を実施したところでありますが、今後も国、県の施策の動向を注視しながら、本市においても、市内農業者の農業経営および生産の安定化を図るための支援に取り組んでまいります。

②回答 農業政策課

「大型農業機械導入支援事業」「農業機械購入助成事業」につきましては、農業機械の導入・更新に伴う負担軽減、農業経営の効率化・安定

化と持続可能な農業の実現に向けた重要な施策として位置付け、予算確保と実効性のある支援内容の研究に努めてまいります。

3 食農教育と地産地消の推進について

①回答 学校教育課

太田市内小学校24校および義務教育学校1校の全ての学校で、食農教育の一環として農業体験学習あるいは、栽培学習に取り組んでいます。各学校では、1年生から6年生までのさまざまな学年で、生活科や理科、総合的な学習の時間などを利用して、サツマイモ、トマト、ナス、ピーマン、キュウリ、米などの作物の栽培を行っています。また、この経験を発展させ、中学校や義務教育学校後期課程においても技術科などの授業において栽培を行っています。

これらの体験や活動は、作物を栽培することの喜びや収穫までの一連の過程を通じて、子どもたちが食と農と地域の自然環境への関わり、食の大切さや地域の食文化、命と健康、生命への畏敬の念を理解するとともに、自然を慈しむ気持ち、生産者への尊敬と感謝の気持ちなどを育み、豊かな心を育てるための学習となっています。

太田市教育委員会では、合併後の平成18年度から毎年、農業体験活動事業の指定校を決め、次世代を担う子どもたちに対しての食農教育が円滑に行われるように努めているところです。今後も、各校の取り組みが充実したものとなるよう継続して支援する

とともに、消耗品の購入や講師謝礼などの予算措置の面でも農業体験活動を後押しし、各校での「食農教育」を支援していこうと考えています。

②回答 農業政策課

地場産農産物のPR活動につきましては、道の駅おたを地産地消の拠点として地元出荷者の拡大に取り組み、併せてOTAマルシェや各種SNSを活用し、市内外の多くの人に対し普及啓発に取り組んでおり、今後も積極的な発信に努めてまいります。

市内飲食店での地場産農産物を使用した料理の提供による消費拡大支援につきましては、太田市産農産物やその加工品を積極的に活用、販売する飲食店・小売店などを認定する「太田市地産地消推進店」を推進し、消費拡大支援に努めてまいります。

また、地場産食材を使用した6次産業化の加工品開発についても支援してまいります。

③回答 農業政策課

農作物の食品ロスゼロへの取り組みにつきましては、関係各課および関係団体と連携し取り組んでまいります。

回答 学校施設管理課

学校給食において、規格外野菜などの使用については、給食に活用するドレッシングやケチャップなどの地場産加工食品の製造過程の中で、一部規格外野菜などの使用について、業者などに依頼していきたいと考えます。

また、規格外野菜などの直接の使

用については、調理工程の工夫などが必要になってくることから研究していきたいと考えます。

今後も、ご意見・ご要望を踏まえ、各学校と連携して、より良い給食の提供に努めるとともに、地産地消の取り組みを推進していきたいと考えております。

4 遊休農地対策について

①回答 農業政策課

遊休農地対策については、市単独事業として実施している「耕作放棄地対策補助金」と「耕作放棄地再生事業奨励金」が主な制度ですが、要件の緩和も含め遊休農地の解消に向けた施策の展開について検討するとともに、国や県の事業活用を考え、それぞれの地域の課題に対応できるよう取り組んでまいります。

②回答 農業政策課

農業委員会や他の関係機関と連携を図りながら、地域での話し合いを基

に、随時計画を更新することで徐々に完成度を高めていき、地域の中心的な担い手に農地の集積・集約化が進むよう取り組んでまいります。

③回答 農業政策課

農地は、所有者により適正な管理を行うことが義務づけられています。しかし、所有者の事情により自身で管理できないとの相談があった場合は、JAなどを活用して管理する方法などの情報提供をしております。また、地域計画に管理が困難な農地の利用を盛り込むことで、遊休農地化させないよう努めてまいります。

5 農業の基盤整備対策について

①回答 農村整備課

農地の基盤整備につきましては、効率的な農作業環境の整備に向け、国や県の補助を活用し、順次事業を実施しております。予算および人員配置

につきましても、基盤整備の重要性を鑑み、財政および人事当局と協議のうえ、引き続き確保に努めてまいります。

②回答 農村整備課

多面的機能支払交付金制度の周知につきましては、地域計画の座談会や農業関係者を対象とした会議などでPR活動を行っております。また、地区の要望に応じ、地元集会所などでの説明会を開催しております。

今後も利用拡大に向けた取り組みに努め、地区と連携を図りながら、制度を積極的に推進していきたいと考えます。

6 有害鳥獣対策について

回答 農業政策課

イノシシやシカなどの有害鳥獣による被害対策について、下草刈りや放任果樹伐採などの「生息環境管理」、防護柵購入費補助による「被害防除対策の推進」、そして被害地区と連携した「捕

獲の強化」の3つの対策を組み合わせで実施してまいります。また、大型獣の管理に必要な「わな猟」免許の取得を推進する勉強会や捕獲講習会なども各地区で行うとともに、地区要望に応じて捕獲おり増設を行ってまいります。

アライグマなど小動物に関する対策としては、捕獲用小型おりを追加購入し、貸し出しとその後の回収などの業務を専門業者に委託することにより、小型獣捕獲に関する市民要望に迅速に対応してまいります。

7 農業委員会事務局の体制強化について

回答 人事課

農業委員会事務局の人員配置および体制強化については、他課の職員配置状況と照らし合わせて、定年延長職員および再任用職員を含む正規職員の他、会計年度任用職員の適正な配置を心掛けていきたいと考えます。

農業者年金受給権者の皆さんへ 現況届は必ず出しましょう

(届け出が無いと差し止めになります)

現況届は5月末日までに農業者年金基金からご自宅へ郵送されます。

住所・生年月日・氏名を記入し、6月中(土・日曜日を除く)に、農業委員会事務局、各行政センター、農協の各支所へ提出ください。

現況届の提出がなかった場合は、受給資格の確認ができないため、11月の支払いから年金が差し止めになりますのでご注意ください。

住所変更があった場合は、現況届に新しい住所を記入し、農協各支所で住所変更の手続きをしてください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- (1)現在、農地など(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- (2)現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組員・社員・または株主となっていない。
- (3)経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは後継者が使用収益権の移転または設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)

●農地の取得や借り入れ・貸付地の返還があった場合は、経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります。

農地の売買・貸借などをされる場合は、農業委員会事務局に相談ください。

家族経営協定を結びましょう

家族経営協定とは、農業経営や生活、将来の目標などを家族で話し合い、文章にまとめるものです。

家族だからこそ気持ちよく働き、生活するための環境づくり、ルール作りが必要です。

●家族経営協定を締結すると農業者年金保険料の補助が受けられます。

経営主(認定農業者など、かつ青色申告者)と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者は右表の内容で政策支援の補助が受けられます。

保険料月額	35歳未満	35歳以上
うち補助額	10,000円	6,000円
うち自己負担額	10,000円	14,000円

※補助を受けるためには一定の要件がありますので、農業委員会事務局に相談ください。

農地を農地以外に利用するときは 農地法の許可が必要です

●農地転用とは?

農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場など)に利用することです。

●許可が必要なのは?

登記地目が農地以外でも、農地として利用している場合は、許可が必要になります。

●農地改良する場合は?

耕作するために盛土などをする場合は、一時転用許可または届け出が必要です。

届け出で済むものは、農地面積が1,000㎡未満で工期は3カ月以内、これ以外は許可が必要となります。

●農地転用許可を受けていない場合は?

無断転用は農地法の違反となり、工事の中止や原状回復、また3年以下の懲役や300万円以下(法人は1億円以下)の罰金などの処分を科せられる場合もあります。

農地転用をする場合は、必ず申請をして許可を受けましょう。

詳しくは、農業委員会事務局・農地係(☎0276-20-9715)まで問い合わせください。

遊休農地は適正な管理をお願いします!

遊休農地は周りの人に大変迷惑になりますので、除草など定期的に適正な管理をお願いします。

- 隣地に雑草などが侵入してしまうと周りの人に迷惑がかかります。
- 道路や歩道に侵入すると通行の妨げとなり非常に危険です。
- タバコの投げ捨てなどにより火災が発生する可能性があります。
- ごみの不法投棄や、有害鳥獣のすみかとなるおそれがあります。

農地を貸したい場合は、荒れ地になる前に貸す手続きをしましょう。



問い合わせ 農業委員会事務局 ☎0276-20-9715